

カリキュラム・マップ

DP1：保健医療学の視点から自己の専門性を高めるとともに他職種の知識・技術に関する理解を深め、それらを保健医療の実践に活用できる能力を有している。
DP2：保健医療学の役割・仕組みを総合的に理解し、健康・生活・栄養に係る課題の改善・解決への道筋を構築する能力を有している。
DP3：複雑化・多様化する保健医療の場において、保健医療学の発展と地域への貢献のため、主体的に行動する意欲を有している。
DP4：保健医療学の研究、保健医療の実践に係る倫理を深く理解し、諸場面に適用できる能力を有している。
DP5：保健医療の実践に係る多職種連携・協働、保健医療学の探究に求められる高いコミュニケーション力と機能推進のためのマネジメント力を有している。

CP1：応用科学である保健医療学において、看護学・栄養学に立脚する専門職種間の相互理解を深め、修得した知識・技術を社会に還元するとともに新たな保健医療の創造を可能にする教育課程とする。
CP2：健康・生活・栄養を基軸に保健医療学共通の知識基盤を形成する共通科目群、専門領域の知見を集積し保健医療学の課題に取り組む専門科目群で教育課程を編成する。
CP3：共通科目群には、保健医療学共通の知識基盤と看護職と管理栄養士の連携・協働に不可欠の知識・技術、保健医療学研究の基礎となる研究方法等の科目を配置する。
CP4：専門科目群には、健康増進支援領域と健康再生支援領域を置き、専門領域に関わる知見を深める特論と、先行研究から最新の動向を把握して研究課題の明確化につなげる特別演習、各自の課題に基づき研究過程を展開する特別研究を配置する。専門科目群では、自らの職種と他職種の視点から保健医療の現状と課題・対策を広く学修するため、選択した専門領域以外の特論科目の履修を必須とする。
CP5：文献検討、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション等を通して、科学的・倫理的思考力、表現力を涵養する。
CP6：特別研究では、指導教員の指導のもとに、自らの専門に関連した研究課題を設定し、研究計画の立案・実施を経て研究論文を作成する研究過程を展開する。
CP7：授業科目の評価は、科目の目的に応じてレポート、提出物、プレゼンテーション、ディスカッション等から客観的に行う。
CP8：特別研究で作成した研究計画書は中間報告会により形式的評価を受ける。修士論文は審査委員会において審査基準に基づく審査を行い、修士の水準を満たしていると判定された場合に最終試験を実施する。

●：必修 ◆：選択必修 ○：選択

科目区分	授業科目名	単位数	配当時期				ディプロマ・ポリシー				
			1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
共通科目群	保健医療学特論	2					●	●			
	保健医療システム論	1					○	○			
	チーム医療と組織管理	2					●	●			
	保健医療と倫理	2					●			○	
	研究法概説	2					●			●	
	統計学	1					○			○	
	疫学と保健統計	1					○			○	
	ヘルスアセスメント	1					●	●			
	健康教育論	1					○	○			
	健康行動科学特論	2					○	○			
	保健医療教育学特論	2					○	○			
	フィールドワーク	1					●		●	●	●
専門科目群	健康食生活学特論	2					○	○			
	健康増進支援学特論Ⅰ	2					◆	◆			
	健康増進支援学特論Ⅱ	2					◆	◆			
	健康増進支援特別演習Ⅰ	2							◆	◆	◆
	健康増進支援特別演習Ⅱ	2							◆	◆	◆
	健康増進支援特別研究	6							◆	◆	◆
	健康医療科学特論	2					○	○			
	健康再生支援学特論Ⅰ	2					◆	◆			
	健康再生支援学特論Ⅱ	2					◆	◆			
	健康再生支援特別演習Ⅰ	2							◆	◆	◆
	健康再生支援特別演習Ⅱ	2							◆	◆	◆
	健康再生支援特別研究	6							◆	◆	◆

学校法人吉田学園 札幌保健医療大学任期制教育職員就業規則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人吉田学園札幌保健医療大学任期制教育職員（以下、「任期制教育職員」という。）の就業並びに給与に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則で任期制教育職員とは、第3章に定めるところにより雇用契約（以下「契約」という。）期間を定めて、任期制教育職員として学校法人吉田学園（以下「当学園」という。）に採用された者をいう。

2 任期制教育職員の種類は、次のとおりとする。

（1）任期制教育職員A

- ① 札幌保健医療大学を教授、准教授または講師の職で定年退職後、理事長が必要と認めて再雇用された者
- ② 他大学等を定年退職し雇用された者
- ③ 新たな教育組織の編成等特別な理由により雇用された者

（2）任期制教育職員B

- ① 助手の職位で雇用された者

（規則の遵守義務）

第3条 任期制教育職員は、学園の発展のためこの規則を遵守し、その責務を遂行するため、相ともに努力して職務に専念しなければならない。

第1章 勤 務

（勤務）

第4条 勤務については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」の第4条から第40条までを準用する。

第2章 給 与

（給与）

第5条 給与については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員給与規程」により支給する。

（退職手当金）

第6条 退職手当金については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員退職手当金規程」により支給する。ただし、任期制教育職員Aは支給の対象としない。

第3章 人 事

（採用）

第7条 採用については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」の第43条から第44条を準用する。

（契約の期間）

第8条 契約期間は3年以内とし、3月末日までの期間を契約期間とする。

（契約の更新）

第9条 契約期間満了後、学園が引き続き契約を必要と認めたときは、更に契約を更新することができる。ただし、任期制教育職員Aは通算の期間は10年、任期制教育職員Bは通算の期間は5年を超えることはできない。また、満75歳を超えて更新することはない。

2 前項により契約を更新するか否かについては、原則として1ヶ月前までに本人に通知する。

（試用期間及び期間中の契約解除）

第10条 採用後2週間を試用期間と定める。

2 試用期間中において、人物、性格、能力、健康等がその職務に対して、特に不相当と認めたとき、もしくは、出勤成績不良にて教育職員として不相当と認めたときは、労働基準法第21条により解雇予告手当なしに、学園は契約を解除することができる。3 第1項の試用期間は、勤続年数に通算する。

（一般退職）

第11条 次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、契約を解除する。

- ① 契約期間満了1ヶ月前までに、学園、本人双方何れかにより、契約解除の申し出がなされた場合、その契約期間が満了する日。
- ② 本人の都合により、契約期間中途において退職を願い出て、その申し出を学園が承認したとき、又は退職願提出後1ヶ月を経過したとき。
- ③ 本人が死亡したとき。

(降任および解雇)

第12条 降任および解雇については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」第51条を準用する。但し、試用期間中の場合はこの限りではない。

第4章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第13条 安全及び衛生については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」第57条から第62条までを準用する。

第5章 災害補償

(災害補償)

第14条 災害補償については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」第63条を準用する。

第6章 福利厚生

(福利厚生)

第15条 福利厚生については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」第64条を準用する。ただし、同規則第64条第2項は適用しない。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第16条 表彰及び懲戒については、別に定める「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」第65条から第68条までを準用する。

第8章 雑 則

(準拠)

第17条 この規則以外に定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日より施行する。
- 3 この規則は、平成30年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、令和 2年4月1日より施行する。

札幌保健医療大学教育職員定年規程

（目的）

第1条 この規程は学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則第55条の規定に基づき、事項を定めることを目的とする。

（定年）

第2条 大学教育職員の定年は次のとおりとする。

- （1）教授、准教授、講師、助教 満65歳
- （2）助手 満60歳

（定年による退職）

第3条 大学教育職員は定年に達した日の属する年度末をもって退職するものとする。

（特例措置）

第4条 学長はその任期にある間はこの規程によらない。

2 大学、学部、学科等新たな教育組織を新設するときに任用しようとする大学教育職員が既に第2条に規定する年齢を超えているとき、又は完成年度を迎える前に第2条に規定する年齢を超えているときは完成年度末の年齢を定年年齢に読み換える。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

保健医療学研究科保健医療学専攻 授業時間割

【1 年次】

前期

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限目						
2限目						健康医療科学特論（選）
3限目						
4限目						
5限目						
6限目	保健医療学特論（必）	保健医療教育学特論（選）	健康増進支援特別演習Ⅰ（選） 健康再生支援特別演習Ⅰ（選）	健康再生支援学特論Ⅰ（選）	健康増進支援学特論Ⅰ（選）	
7限目	研究法概説（必）	統計学（選）	健康食生活学特論（選）	健康再生支援学特論Ⅱ（選）	健康増進支援学特論Ⅱ（選）	

後期

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限目						
2限目						保健医療システム論（選）
3限目						
4限目						
5限目						
6限目	疫学と保健統計（選）	健康教育論（選）	健康行動科学特論（選）	ヘルスアセスメント（必）	健康増進支援特別演習Ⅰ（選） 健康再生支援特別演習Ⅰ（選）	
7限目		保健医療と倫理（必）			チーム医療と組織管理（必）	

* フィールドワークは後期集中授業(2月初旬～下旬)

* 実際の授業開講は教員担当の科目が重ならないよう、院生と協議した上で決定する。

【2 年次】

前期

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限目						
2限目						健康増進支援特別研究（選）
3限目						健康再生支援特別研究（選）
4限目						
5限目						
6限目	健康増進支援特別演習Ⅱ（選） 健康再生支援特別演習Ⅱ（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別演習Ⅱ（選） 健康再生支援特別演習Ⅱ（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	
7限目						

後期

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1限目						
2限目						
3限目						
4限目						
5限目						
6限目	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	健康増進支援特別研究（選） 健康再生支援特別研究（選）	
7限目						

履修モデル

科目区分	授業科目	配当年次と単位数				履修基準	履修モデル	
		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期		健康増進支援領域	健康再生支援領域
共通科目群	保健医療学特論	2				■	■	■
	保健医療システム論		1			○	○	○
	チーム医療と組織管理		2			■	■	■
	保健医療と倫理		2			■	■	■
	研究法概説	2				■	■	■
	統計学	1				○	○	○
	疫学と保健統計		1			○	○	○
	ヘルスアセスメント		1			■	■	■
	健康教育論		1			○	○	○
	健康行動科学特論		2			○	○	○
	保健医療教育学特論	2				○	○	○
	フィールドワーク		1			■	■	■
	必修科目10単位を含めて12単位以上							
専門科目群	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
専門科目群	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
専門科目群	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
	健康増進支援領域							
修了に必要な単位						30単位以上	30単位以上	30単位以上

■：必修科目

●：専門領域における必修科目（選択必修科目）

○：選択科目

□：専門領域において履修することが望ましい選択科目

△：他領域における選択科目

札幌保健医療大学研究倫理委員会規程案

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）の研究における倫理的判断を研究者個人と本学が共同で責任を持つため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 研究等に係る研究計画書の倫理上の審査に関する事項
- (2) 研究における倫理のあり方に係る事項
- (3) その他、研究に関する疑義・クレーム及び審査結果に対する異議申し立てへの対応等に関する事項

(審査)

第3条 委員会は、前条第1号について次のとおり研究者の申請及び学部長又は研究科長からの依頼に基づき審査を行う。ただし、学部長、研究科長又は委員会が必要と認めるときは、研究者から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

教職員、大学院学生、学部学生、研究生又は委託生が実施する研究とする。

(2) 申請者

申請者は次のとおりとする。共同研究の場合には、研究代表者が申請する。

- ① 教職員
- ② 大学院学生の指導教員
- ③ 学部学生の指導教員
- ④ 研究生又は委託生

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名する大学院講義担当の看護学科及び栄養学科専任教員各2名
- (2) 事務局長が指名する事務課職員1名
- (3) 学長が委嘱する学外の有識者2名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期中の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名した者とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究の審査には出席させないものとし、その数は定足数から除く。

4 人を対象とする医学系研究に関する倫理規程に該当する研究に関する審査を実施する場合の委員会は、第4条第1項第3号に規定する委員を含む5名以上の出席をもって成立する。

5 前4項の委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(迅速審査)

第9条 委員会は、審査を行う研究が次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、委員長及び委員長が指名する委員2名による審査（以下「迅速審査」という。）によることができる。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員（退任者を含む）及び倫理委員会の求めに応じて意見を聴取された者は、審査の過程で知り得た研究内容や個人情報等を他に漏らしてはならない。また、審査を通して知り得た事柄を、申請者に無断で自分の研究に利用してはならない。

(審査結果の報告)

第11条 委員長は、審査結果を審査対象者に通知するとともに、学部長又は研究科長に報告しなければならない。

2 学部長又は研究科長は、必要に応じて、審査結果を学長に報告する。

(所管事務)

第12条 委員会の事務は、総務課が所管する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

札幌保健医療大学学位規程案

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに札幌保健医療大学（以下「大学」という。）学則第43条及び札幌保健医療大学大学院（以下「大学院」という。）学則第33条第2項に基づき、大学において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

第 1 章 学 士

(学士の学位)

第2条 大学において授与する学士の学位は、次のとおりとする。

保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	栄養学科	学士（栄養学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第43条の定めるところにより、大学を卒業した者に授与する。

2 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式1、別記様式2のとおりとする。

第 2 章 修 士

(修士の学位)

第4条 大学院において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程 修士（保健医療学）

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、大学院学則第32条及び第33条の定めるところにより、大学院修士課程を修了した者に授与する。

2 学位記は、別記様式3のとおりとする。

(修士論文の提出)

第6条 修士論文は、指定された期日までに学位論文審査願及び要旨を添付し、研究科長に指定された部数を提出しなければならない。

(修士論文の審査)

第7条 提出された修士論文の審査は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の定める審査委員で構成する委員会（以下「審査委員会」という。）によって審査を行う。

(修士論文の審査委員)

第8条 審査委員である主査1名及び副査2名は、研究科委員会で決定する。

2 主査は審査の公正・公平性を担保するため、主指導教員及び副指導教員が担当することはできない。

3 副査は、主指導教員及び副指導教員が担当しないことが望ましい。ただし、やむを得ない場合は主指導教員又は副指導教員のいずれか1名が担当することを妨げない。

4 副査のうち1名は、研究科委員会で承認された学外者に委任することができる。

(最終試験)

第9条 大学院学則第33条に定める最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、修士論文の内容及びこれに関係のある授業科目について、審査委員会による口頭試験によって行う。

(修士論文及び最終試験の審査結果)

第10条 審査委員会は、修士論文及び最終試験の審査結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会での審議)

第11条 研究科委員会は、前条の審査結果報告に基づいて学位授与の可否を審議する。

(学位授与の決定)

第12条 前条の学位授与の可否については、評議会を経て、学長が決定する。

第 3 章 雑 則

(学位の取消)

第13条 学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、研究科委員会で審議の上、評議会を経て学長は授与した学位を取り消し、これを公表する。

2 前項により学位を取り消された者は、その学位記を返付しなければならない。

(学位記の再交付)

第14条 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。

(規程の運用)

第15条 本規程に定めのない事項については、研究科委員会に諮り学長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

別記様式 1

割印 札幌保健医療大学 看護学 第 号	札幌保健医療大学 学長 氏 名	年 月 日	並びに学士（看護学）の学位を授与する	を修めて卒業したことを認め卒業証書	本学保健医療学部看護学科所定の課程	大学印	氏 名	年 月 日生	卒業証書・学位記

別記様式 2

割印 札幌保健医療大学 栄養学 第 号	札幌保健医療大学 学長 氏 名	年 月 日	並びに学士（栄養学）の学位を授与する	を修めて卒業したことを認め卒業証書	本学保健医療学部栄養学科所定の課程	大学印	氏 名	年 月 日生	卒業証書・学位記

別紙様式 3

学位記		大学印		氏名	
年 月 日 生		年 月 日		氏 名	
本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻の修士課程において所定の単位を修得し修士論文の審査及び最終試験に合格したので修士（保健医療学）の学位を授与する					
年 月 日		札幌保健医療大学 学長 氏 名		学長印	
割印 札幌保健医療大学 修 第 号					

札幌保健医療大学大学院長期履修学生規程案

(目 的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、札幌保健医療大学大学院（以下「本大学院」という。）において標準修業年限を越えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる学生)

第2条 長期履修学生として申請ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（正規又は非正規雇用等形態を問わない）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他本大学院が前2号に準ずると認めた者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、1年を単位とし、2年を限度とする。

2 休学期間は長期履修の期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する入学予定者は入学手続時、在学生は1年次の後期が終了する2月末までに、次の各号に定める申請書類を研究科長に提出する。

- (1) 長期履修申請書（別紙様式1）
- (2) その他長期履修が必要であると本学が認める書類

(長期履修期間の変更)

第5条 長期履修学生が履修期間の変更を希望するときは、長期履修期間変更願（別紙様式2）を研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間の変更は、1回限りとする。

(許 可)

第6条 長期履修学生及び長期履修期間の変更の許可は、研究科委員会を経て、研究科長が行う。

(授業料等)

第7条 長期履修学生の入学金及び授業料は次のとおりとする。

- (1) 入学金

入学金は、初年度の入学時に納入する。

- (2) 授業料

1年間の授業料は、2年間の授業料を許可された長期履修期間の年数で除して得た額を納入する。

(資格の喪失)

第8条 第2条に規定する長期履修学生としての資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

長 期 履 修 申 請 書

札幌保健医療大学大学院研究科長 様

保健医療学研究科保健医療学専攻

学籍番号

氏 名 ⑩

下記のとおり長期履修学生として承認いただきたく、必要書類を添えて申請します。

入学予定年月	年 月	
長期履修 申請期間	年 月 ～ 年 月 (年間)	
現 住 所	TEL — —	
勤務先	名称・職種	
	所在地	TEL — —
長期履修を必要 とする理由等		
履 修 計 画	●履修計画を履修年度ごとに箇条書きで記入してください。	
指導予定教員の 所 見	指導	

注)長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明等）を添付してください。

年 月 日

長 期 履 修 期 間 変 更 願

札幌保健医療大学大学院研究科長 様

保健医療学研究科保健医療学専攻
学籍番号

氏 名 ⑩

下記のとおり長期履修期間を変更したいので申請します。

入 学 年 月	年 月
旧長期履修期間	年 月 ～ 年 月 (年間)
新長期履修期間	年 月 ～ 年 月 (年間)
現 住 所	TEL — —
勤 務 先	
所 在 地	TEL — —
長期履修期間を 変更する理由等	
履 修 計 画	●変更後の履修計画を履修年度ごとに箇条書きで記入してください。
指 導 教 員 の 所 見	指導教員 ⑩

フィールドワークの実施概要

科目名：フィールドワーク（必修科目）

開講時期：1年後期（2月）

単 位：1単位（45時間）

授業形態：実習

担当教員：○服部ユカリ・川口美喜子・針金佳代子・山部秀子

I. 目的

看護職と栄養職（管理栄養士）は、健康・生活・栄養を共有概念とする専門職としての特性を有している。そのため、両者の連携・協働による専門的視点の相補的活用が、対象者中心の健康増進・健康再生支援の質的向上に寄与する可能性を有することは既修のとおりである。しかしながら、看護職と栄養職の関係構築に影響を及ぼす様々な要因により、連携・協働体制が進展しているとは言い難い実情にある。こうしたことを前提に、健康・生活・栄養にかかわる質の高い保健医療の実現をめざし、多職種連携やチームマネジメント等、看護職と栄養職が連携・協働する健康生活支援のための知識・技術の学修を深め、基盤的能力の向上に取り組んできたところである。

本科目では、これまでの学修を踏まえて、看護職・栄養職が活動する場（フィールド）において、対象者に提供されるケア等の活動実態と連携・協働のありよう、ケアマネジメントやチームマネジメント等の実際について、シャドーイングを中心とする学修活動によって把握・理解するとともに課題を洗い出し、自分なりの改善・改革方略を提案する。具体的には、看護職・栄養職が看護ケア・栄養ケアを実践する保健医療施設・事業所（フィールド）において、自ら立案した学修課題と学修目標・計画をもとに学修活動を展開し、その成果を学生間で共有・発展させることにより、看護職・栄養職の連携・協働、保健医療のあり方について洞察を深める。

II. 目標

1. 自ら設定した学修課題をもとに選択したフィールドにおいて、看護職・栄養職の連携・協働、ケアマネジメント、チームマネジメントの実際を学ぶための学修目標・計画を具体的に立案できる。
2. フィールドとした施設の特徴と事業内容を把握し、地域の保健医療における位置と役割について説明できる。
3. 当該施設における看護職・栄養職の役割と活動内容、多職種連携・協働のありようを把握し、説明できる。
4. 当該施設における看護職・栄養職の関わるケアマネジメント、チームマネジメントの実態を把握し、説明できる。
5. 当該施設の事業内容と看護職・栄養職が行う看護ケア・栄養ケアの現状を踏まえ、対象者中心のケアを実現するための課題について考察できる。
6. フィールドワークの成果を他者と共有することで、看護・栄養の連携・協働を推進する上での課題と改善・改革方策に関する洞察を深め、私見を述べることができる。

Ⅲ. 評価方法

以下の評価項目と基準によって評価する。

評価項目	評価基準
1) 学修課題・目標・計画	授業目的との関連性と具体性等
2) フィールド記録	所定の項目に対する記述内容の具体性等
3) 成果発表とディスカッション	発表用資料の構成・内容の具体性、発表内容・発表姿勢、ディスカッションへの参加状況等
4) 課題レポート	テーマと記述内容の一貫性、全体の論理性、文章表現、私見の具体性等
5) フィールドでのパフォーマンス	フィールドでの取り組み姿勢等

Ⅳ. 学修方法

1. ガイダンスと事前学修（1日間）

- 1) ガイダンス：フィールドワーク実施要項を用い、本科目の目的・内容・方法等を説明。
- 2) 事前学修：学修課題の明確化とフィールドの選択、学修目標・計画の立案
- 3) 担当教員との面談：学修課題を踏まえたフィールドの選択と学修目標・計画に関する指導を受ける。

2. フィールドでの学修（3日間）

実施日時：2月第2～4週の3日間、原則9：00～15：30とする。

実施日程は、学生の状況を考慮し、担当教員と調整し決定する。

内容・方法等：

- 1) フィールドの担当者に同行し、シャドーイングによる学修を行う。
- 2) 利用者1例以上のケア、当該施設の事業内容と看護職・栄養職、その他の関係職種との連携・協働のありよう、チームマネジメントの実際について説明を受ける。
- 3) 適宜カンファレンス等に参加する。
- 4) 利用者のケア等に同行し見学する（当該施設の許可と利用者の同意に基づく）
- 5) 学修計画は事前に当該施設の担当者と調整する。
- 6) 日々の学修内容は所定のフィールド記録に記載し、必要に応じて担当者に提示する。

3. 学内学修（1日間：2月第4土曜日）

- 1) 学修記録等の整理
- 2) 学修成果の発表とディスカッション

4. 学修のまとめ

フィールドでの体験と学内学修をもとに、本科目での学修成果にかかわるレポートをまとめる。

Ⅴ. フィールド

看護職・栄養職が看護ケア・栄養ケアを実践している下記3ヵ所とし、看護職・栄養職の別にかかわらず自己の学修課題に基づき、教員の指導を受けて選択する。

1. 道立帯広保健所
2. 札幌医科大学附属病院（病棟・栄養管理センター等）
3. 東苗穂訪問看護ステーション

様式第5号（その1）

総 括 表

No	実習施設名	当該実習施設を使用する授業科目名	実習施設における実習指導者 (所属・資格名) (臨床経験年数)	備考
1	札幌医科大学附属病院	フィールドワーク	A (北11階病棟、看護師 30年) B (北11階病棟、看護師 17年) C (北11階病棟、看護師 15年) D (北11階病棟、看護師 28年) E (北11階病棟、看護師 20年) F (北11階病棟、看護師 18年) G (北11階病棟、看護師 15年) H (北11階病棟、看護師 15年) I (北11階病棟、看護師 14年) J (北10階病棟、看護師 33年) K (北10階病棟、看護師 27年) L (北10階病棟、看護師 18年) M (南2階病棟、看護師 26年) N (北10階病棟、看護師 31年) O (北10階病棟、看護師 31年) P (北10階病棟、看護師 33年) Q (北10階病棟、看護師 19年) R (北10階病棟、看護師 12年) S (北10階病棟、看護師 13年) T (栄養管理センター、管理栄養士 12年) U (栄養管理センター、管理栄養士 10年)	
2	医療法人社団豊生会 東苗穂訪問看護ステーション	フィールドワーク	A (訪問看護ステーション、看護師 29年) B (訪問看護ステーション、看護師 34年) C (訪問看護ステーション、看護師 29年) D (訪問看護ステーション、看護師 28年) E (訪問看護ステーション、看護師 21年) F (訪問看護ステーション、看護師 21年) G (訪問看護ステーション、看護師 20年) H (訪問看護ステーション、看護師 20年) I (訪問看護ステーション、看護師 13年) J (訪問看護ステーション、管理栄養士 25年)	
3	北海道十勝総合振興局保健環境部 (帯広保健所)	フィールドワーク	A (企画総務課、保健師 33年) B (企画総務課、管理栄養士 27年)	

実 習 施 設 の 概 要

名 称	北海道十勝総合振興局保健環境部（帯広保健所）						
位 置	北海道帯広市東3条南3丁目1番地						
設置者等	北海道	管理者	部長 杉澤 孝久				
設置年月日	昭和14年4月1日						
事業内容等	・地域保健に関する思想の普及及び向上 ・地域住民の健康の保持及び増進 ・母性及び乳幼児並びに老人の保健 ・栄養の改善及び食品衛生 等						
医師及び保健師の定員		専任	兼任	合計			
	医師	1 人	-	1 人			
	保健師	23 人	-	23 人			
最近の利用者等	令和元年度	人材育成研修会 194名					
	令和2年度	人材育成研修会 106名、 地域・職域連携推進連絡会（多職種・多業種連携） 31名					
大学等からの距離等	距 離	交通機関				片道所用時間	
	234.5 km	学校	-	モエレ団地	徒歩	6 分	209 分
		モエレ団地	-	新道東駅	バス	15 分	
		新道東駅	-	新道東	徒歩	3 分	
		新道東	-	さっぽろ	地下鉄	10 分	
		さっぽろ	-	札幌駅前	徒歩	5 分	
		札幌駅前	-	帯広	JR	147 分	
実習生受入状況 （令和2年度）		大学等名				年間受入延人数（実数）	
		札幌保健医療大学保健医療学部看護学科				4（ 4 ）	
指定規則に定める設備							

実 習 施 設 の 概 要

名 称		札幌医科大学附属病院						
位 置		札幌市中央区南1条西16丁目291番地						
設置者等		北海道			管理者	病院長 土橋 和文		
設置年月日		昭和 25 年 4 月 1 日						
診療科名等		消化器内科／免疫・リウマチ内科／循環器・腎臓・代謝内分泌内科／呼吸器・アレルギー内科／腫瘍内科／血液内科／脳神経内科／消化器・総合、乳腺・内分泌外科／心臓血管外科／呼吸器外科／整形外科／脳神経外科／神経再生医療科／婦人科／産科周産期科／小児科／眼科／皮膚科／形成外科／泌尿器科／耳鼻咽喉科／神経精神科／放射線治療科／放射線診断科／麻酔科／総合診療科／歯科口腔外科／リハビリテーション科／遺伝子診療科					合計	
							29 診療科	
病床	病床種	一般	精神				合計	
	病床数	890	42				932	
最近の利用者等		令和元年度	入院患者数 延（ 257,1198 ）人、外来患者数 延（ 412,683 ）人					
		令和2年度	入院患者数 延（ 217,486 ）人、外来患者数 延（ 356,845 ）人					
大学等からの距離等		距 離	交通機関				片道所用時間	
		13.0 km	学校	-	モエレ団地	徒歩	6 分	46 分
			モエレ団地	-	環状通東駅	バス	22 分	
			環状通東駅		環状通東	徒歩	4 分	
			環状通東	-	大通	地下鉄	8 分	
			大通	-	西18丁目	地下鉄	3 分	
西18丁目	-	施設	徒歩	3 分				
実習生受入状況 （令和2年度）		大学等名				年間受入延人数（実数）		
		北海道医療大学認定看護師研修センター				40名 （ 2名 ）		
		天使大学				40名 （ 8名 ）		
		北海道医療大学				264名 （ 24名 ）		
指定規則に定める設備								

実 習 施 設 の 概 要

名 称	医療法人社団 豊生会 東苗穂訪問看護ステーション					
位 置	北海道札幌市東区東苗穂9条3丁目1番33号 地域よりあい相談プラザみなえーる					
設置者等	医療法人社団 豊生会		管理者	看護師 村上 珠美		
設置年月日	平成12年4月1日					
事業内容等	指定訪問看護事業、指定介護要望訪問看護事業					
最近の利用者等	令和元年度	延（ 12,479 ）人				
	令和2年度	延（ 12,860 ）人				
大学等からの距離等	距 離	交通機関			片道所用時間	
	7.7 km	学校	-	モエレ団地	徒歩 6 分	30 分
		モエレ団地	-	中沼小学校通	バス 8 分	
実習生受入状況 （令和2年度）		中沼小学校通	-	東苗穂8条3丁目	バス 11 分	
		東苗穂8条3丁目	-	施設	徒歩 5 分	
		大学等名			年間受入延人数（実数）	
指定規則に定める設備						

1年次(令和5年度)「フィールドワーク」 実習期間と教員配置

月	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月			3月																								
週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52																
1 年 次																							夏 季 休 業																					実習施設名 学生人数 担当教員				冬季 休 業				札幌大附属病院 上限4名 川口教授				東苗穂訪問看護 ステーション 上限3名 服部教授				道立帯広保健所 上限2名 針金教授 山部教授				春季 休 業				
・実習時期と施設を選び、連続した3日間で臨地実習を行う。 ・実習終了後の2月最終週土曜日を学内実習日とする。																																																																				